



# 社会保険労務士法人柳澤会計Support Letter

## トピックス！ 働き方改革関連法が成立 ～まったなしの生産性革命1～

政府が国会の最重要課題と位置付けた働き方改革関連法が、6月29日賛成多数で可決、成立しました。残業時間に初めて罰則付きの上限規制が設けられ、非正規労働者の待遇改善を図る「同一労働同一賃金」も盛り込まれました。また長時間労働を助長するとして批判が集中した「高度プロフェッショナル制度」（高プロ）は2019年4月から導入されることになりました。以下ポイントを解説したいと思います。

1

施行・2020年4月1日～ **中小企業は2021年4月1日適用～**

**正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止される！**  
同一企業内において、  
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイマー、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、  
**基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止される。**

2

施行・2019年4月1日～

**年次有給休暇の確実な取得が必要！**  
使用者は、10日以上有給休暇が付与されるすべての労働者に対し、  
**1人1年あたり5日間、時季を指定して有給休暇を与える必要がある。**

3

施行・2019年4月1日～ **中小企業は2020年4月1日適用～**

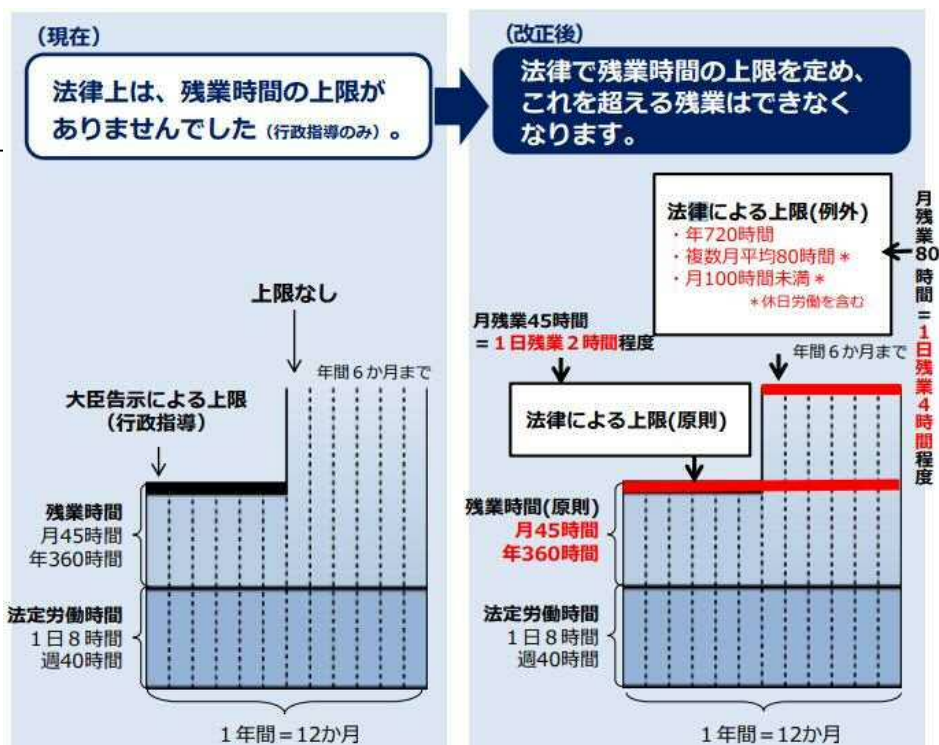
### 時間外労働の上限規制が導入される！

時間外労働の上限は、**月45時間、年360時間**を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間以内、単月100時間未満**（休日労働含む）、**複数月平均80時間以内**（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

※適用が猶予される主な業務  
以下は改正施行後5年間猶予となる

- ・自動車運転の業務
- ・建設事業
- ・医師

年720時間の中には、休日労働も含まれます。（例：土日休日の会社で土日両方出勤した日曜日）  
土日休日の会社で、土曜日1日だけ出勤した場合は、休日出勤を1日したわけではなく、「**時間外労働を8時間行った**」とカウントしなければなりません。土日休日の会社では、土曜日に休日出勤した場合、36協定上は休日労働扱いにはらず、時間外労働の枠の時間数を消化することになります。





## マンスリーピックアップ

平成30年度

### ～[新設・改正] おすすめの助成金～ 第2回

先月に続き今月も平成30年度の雇用関係の助成金を紹介していきます。

まず助成金をもらうためには、最低限の要件を満たさなくてはなりません。

①雇用保険に加入していること（法人など一定要件を満たす場合は社会保険にも加入していること）

②出勤簿（タイムカード）、賃金台帳、就業規則、労働者名簿が整っていること

③あらかじめ手続きが必要な場合がある施設の設置・整備や社員の雇入れの前に、あらかじめ計画や受給資格の認定・確認を求められる場合があり、これを行わないと申請ができません。

また、生産性を向上させた会社は、助成金が割増されます。

<生産性要件>

○助成金の支給申請を行う直近の会計年度における生産性がその3年前に比べて6%以上伸びていること

○生産性は次の式により計算します。

生産性＝

$$\frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

生産性要件の算定対象期間中に、会社都合による離職者を出した場合は、対象外となってしまうので注意が必要です。

#### ①業務改善助成金

オススメ度：☆☆☆☆

難易度：☆☆☆

受給額：☆☆☆

事業内の最低賃金が時間給等で1,000円未満の会社の最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、その費用の一部が助成されます。

<コメント>

機器やソフトウェア、リフォームなど設備投資を検討

している。それに合わせて、パート社員等の賃上げを実施しても構わないという会社にオススメです。ただしパソコンやコピー機、車両、エアコンなどは設備投資の対象となりませんので注意してください。

引上げ額	引上げる社員数	助成金上限	助成率
30円以上 ※1	1～3人	50万	3/4 (30人超は7/10)
	4～6人	70万円	
	7人以上	100万円	
40円以上 ※2	1人以上	70万円	

※1 社内最低賃金1,000円未満

※2 社内最低賃金が800円～1,000円未満

#### ②両立支援等助成金（出生時両立支援コース）

オススメ度：☆☆☆☆☆

難易度：☆☆☆

受給額：☆☆☆

男性社員に子どもが生まれてから8週間以内に育児休業を連続5日（公休日を含む）以上取得すると支給されます。

<コメント>

男性が育児休業を取得するというニーズはとて高まっています。多くの会社で関心が高く、対象者がいれば是非チャレンジしたい助成金です。金額は減りますが、2人目以降にも支給されます。なお、育児休業期間のすべてを年次有給休暇にあてたり、会社の公休日にあてると、対象となりません。

助成金額 (1人目)	57万円（生産性要件を満たすと72万円）
---------------	----------------------

#### ③小規模事業者持続化補助金

オススメ度：☆☆

難易度：☆☆☆☆

受給額：☆☆☆

経営計画に基づき販路開拓の取り組みを行う小規模事業者向けの補助金。補助金であるため、申請のあった中から内容のよい上位のものから採択されます。

経費の補助率2/3（補助上限50万円）
---------------------



日々報道されていますように、記録的な猛暑に見舞われています。皆様ご存知と思いますが、適度な水分や塩分補給と温度調整等を行い、ご自身の体調管理を十分になさってください。また、猛暑の前には大雨による西日本豪雨災害により多くの方が被災されました。これを機に我が家では防災用品の点検をしたところ、使用期限切れの食料品や電池切れの懐中電灯、乳幼児だった子どもの育児用品等使えないものも多くあり、入れ替えを行いました。以前、我が家の裏山が大雨で崩れたこともありましたが、平穏な時が長く続き、警戒心も薄れていた矢先、今回の西日本豪雨災害の報道を目にし、当時の怖さを思い出しました。災害は、いつどこで起こるかわかりませんので、常に、防災意識を持って行動していきたいものです。（矢澤）

